



【目的】

行政手続における市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、各手続の押印、署名の見直し（廃止）を行うもの。

1 押印等見直しの基準

押印等見直しの庁内検討は、次の視点（基準）により行った。

1. 押印等を求める積極的意味、合理性があるか。
→ 慣例や、本人確認の効果が小さい認印で良いものは廃止する。
2. 押印等を他の手段により代替できるか。
→ 手続全体で真正性が評価できるものは廃止する。

2 見直しの対象とした手続とその結果

【押印を求めるもの】 → 93.3%の手続で廃止可能

検討した数 (①+②+③)	①廃止可	②廃止不可	③国・県等注視
1,406件	1,312件	62件	32件

【署名を求めるもの】 → 89.6%の手続で廃止可能

検討した数 (①+②+③)	①廃止可	②廃止不可	③国・県等注視
154件	138件	9件	7件

見直しにより、保育所利用申込、各種補助金の交付申請等の手続で、押印、署名が不要となる。※必要に応じて本人確認等を行う場合がある。

【廃止不可とした主な手続】

1. 地方自治法第234条第5項に規定する契約手続、これに類するもの → 17件 24%
例：請負契約書、売買契約書、入札参加資格申請等
2. 本人、第三者に義務が発生する（登録印+印鑑証明を求める）もの → 16件 23%
例：奨学金、災害援護資金等の申請書、連帯保証人の同意書
3. 第三者の意思、手続の真正性を押印等により担保する必要性が高いもの → 23件 32%
例：補助金、給付金等の申請における医師の診断書、意見書等
4. その他、国県等の手続例を基に行うもの → 15件 21%
例：戸籍証明、住民異動届（住民基本台帳事務取扱要領）
国民健康保険に関する届出の一部（県国保連が定める様式）

3 関係例規の改正方針等

【改正対象となる例規等の数】

条例	1件
規則	133件
要綱	126件
要領、内規、慣行	162件

条例は条文中に押印、署名を求める旨直接規定されている

規則、要綱の大部分が、様式中で押印、署名を求めるもの

【方針】

- ・条例は、押印・署名規定を削る改正（個別に改正）
→ **北上市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例**
- ・規則・要綱は、押印・署名を不要とする特例規則（要綱）を策定
- ・要領（内規）は、押印署名を不要とする旨の総務課通知（令達）

4 今後のスケジュール

9月中 条例改正（議会提案）、規則（要綱）策定
10月から 施行